

府中市障害者等地域自立支援協議会設置要綱

平成19年10月16日

要綱第105号

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第89条の3第1項の規定に基づき、府中市障害者等地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の依頼に応じ、法第89条の3第2項に規定する事項に係るもののほか、障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)への支援の体制の整備に関し必要と認める事項について協議し、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する委員18人以内をもって組織する。

- (1) 法第32条第1項に規定する指定相談支援事業者 3人以内
- (2) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者 4人以内
- (3) 障害者福祉団体の代表 5人以内
- (4) 多摩府中保健所の職員 1人
- (5) 特別支援学校の教員 1人
- (6) 府中公共職業安定所の職員 1人
- (7) 東京都立多摩療育園の職員 1人
- (8) 東京都立府中療育センターの職員 1人
- (9) 社会福祉法人府中市社会福祉協議会の職員 1人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、市長から依頼を受けた日から第2条に規定する所掌事務が完了する日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- 5 会議の公開は、府中市情報公開条例（平成12年9月府中市条例第27号）及び府中市附属機関等の会議の公開に関する規則（平成13年3月府中市規則第12号）に定めるところによる。

(専門部会)

第7条 協議会は、地域における障害者等への支援の体制の整備に係る課題について調査し、及び検討するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、当該専門部会に属する委員の互選によりこれらを定める。
- 4 第5条第3項及び第4項並びに前条の規定は、専門部会の招集及び運営について準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健部障害者福祉課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成19年10月16日から施行する。
- 2 第4条第1項本文の規定にかかわらず、この要綱の施行後、最初の委員とな

った者の任期は、委員の依頼のあった日から平成21年3月31日までとする。

付 則（平成21年5月27日要綱第65号）

この要綱は、平成21年5月27日から施行する。

付 則（平成25年3月22日要綱第24号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。